



令和 7 年度 発達障害者専門相談窓口

発達障害児（者）やその家族等のご相談を専門相談員がお受けします。また、ケースに応じて適切な医療機関・相談機関・教育機関・療育機関などをご紹介します。

対 象 者 : 佐賀県在住の発達障害児（者）、またはその御家族
（または発達障害の疑いのある方、またはその御家族）

ご相談方法 : 1 回 5 0 分程度の面談をします。

申し込み方法 : 予約制になっております。電話にてお申し込みください。

場所 および 日程 :

※ 都合により、場所・日程が変わることがあります。事前に電話でお問い合わせください。

圏域名	設置場所	設置日（原則）
中 部	小城市役所	毎月第 2 月曜日
	神崎市役所	毎月第 4 月曜日
東 部	キャッチ（鳥栖三養基総合相談支援センター）	毎月第 1・3 水曜日
北 部	りんく（唐津市障がい者支援センター）	毎月第 2・4 水曜日
西 部	伊万里市役所	毎月第 1・3 火曜日
南 部	武雄市役所旧山内庁舎	毎月第 2 火曜日
	鹿島市役所	毎月第 4 火曜日

※ 詳細な日程は、裏面のとおりです。

お申し込み・お問い合わせ先 NPO法人それいゆ 専門相談窓口受付担当
(Tel) 0952-37-0250

受付時間 月～金（祝祭日を除く）10時～17時

※ 電話を取れない場合があります。その場合はメッセージを残してください。

★この事業は、佐賀県障害福祉課が行っています。委託を受け、NPO法人それいゆが実施しています。

★ 専門相談窓口の日程表

★ 都合により、場所・日程が変わることがあります。事前に電話でお問い合わせください。

	小城市役所	神崎市役所	キャッチ (鳥栖三養基 総合相談支援 センター)	りんく(唐津市 障がい者支援 センター)	伊万里市役所	武雄市役所 旧山内庁舎	鹿島市役所
4 月	14	28	2・16	9・23	1・15	8	22
5 月	12	26	7・21	14・28	20	13	27
6 月	9	23	4・18	11・25	3・17	10	24
7 月	14	28	2・16	9・23	1・15	8	22
8 月	4	25	6・20	22・27	5・19	12	26
9 月	8	22	3・17	10・24	2・16	9	30
10 月	6	27	1・15	8・22	7・21	14	28
11 月	10	17	5・19	12・26	4・18	11	25
12 月	8	22	3・17	10・24	2・16	9	23
1 月	19	26	7・21	14・28	6・20	13	27
2 月	9	16	4・18	25	3・17	10	24
3 月	9	23	4・18	11・25	3・17	10	24